

市税を一時に納付できない方のための 猶予制度が見直されました。

平成27年度の税制改正において、地方税における猶予制度の見直しが行なわれ、
平成28年4月1日から、『納税者の申請による換価の猶予制度』が設けられました。

●換価の猶予

市税を一時に納付することにより
事業の継続又は生活の維持が困難となるおそれがあるときは……



その市税の納期限から6ヶ月以内に、申請することにより、1年以内の期限に
限り、『換価の猶予』が認められる場合があります。

申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、申請による
換価の猶予は認められません。

●換価とは

滞納処分により、差押えた財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当す
るための強制手続きのことです。

●徴収猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
- ③事業を廃止し、又は休止したとき
- ④事業について著しい損害を受けたときなど

これらの事由により、市税を一時に納付することができないときは……



申請することにより、1年以内の期限に限り、
『徴収猶予』が認められる場合があります。

●猶予が認められると…

財産の差押や換価(売却)が猶予されます。
猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

●猶予を受けるための手続き

●提出する書類

- ①『換価の猶予申請書』又は『徴収の猶予申請書』
- ②『財産収支状況書』
- ③災害などの事実を証する書類
- ④担保提供に関する書類(担保の提供が必要な場合)

●申請の期限

- 換価の猶予……猶予を受けようとする税の納期限より6ヶ月以内となります。
- 徴収猶予……申請の期限はありませんが、さかのぼっての申請はできません。

●担保の提供

- 『換価の猶予』や『徴収猶予』を申請する場合は、原則として、下記の場合を除き猶予金額に相当する担保の提供が必要となります。
- 猶予の金額が100万円以下であるとき。
 - 猶予期間が3ヶ月以内であるとき。
 - 担保を提供することができない特別な事情があるとき。

※申請内容について審査を行なうにあたり、関係者・関係機関への調査を行う場合があります。

●猶予期間と分割納付

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産状況に応じて、分割にて完納することが出来る範囲の期間に限ります。

なお、猶予を受けた市税は、

原則として猶予期間内に分割して納付する必要があります。

※猶予期間に完納できないやむを得ない理由があるとみとめられる場合は、申請により、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初猶予期間と合わせて最長2年)。

●下記の場合猶予の取り消しとなることがあります

- ・偽りその他不正な手段により猶予申請を行なったことが判明したとき。
- ・分割納付を履行しないとき。
- ・猶予期間内に完納できないとみとめられるとき。
- ・その他税金を滞納したとき。
- ・追加担保に応じないとき。
- ・猶予の継続が適当でないと判断したとき。

納税に関するご相談は

<問い合わせ先> 市川市 財政部 納税・債権管理課

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-712-8653(直通)

FAX 047-712-8744